

山形県若者定着奨学金返還支援事業（地方創生枠）に関するQ & A

1 応募について

Q 1 : 地方創生枠の推薦者決定通知を受ければ、必ず日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を受けられますか。

A 1 : 奨学金申込み時点で、貸与基準（学力、家計等）を満たしていれば、貸与を受けることができます。

Q 2 : 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与基準はどこで確認できますか。

A 2 : 日本学生支援機構のホームページを参照してください。

Q 3 : 現在大学に在学していますが、応募することは可能ですか。

A 3 : 申請時点で、大学等の卒業まで1年以上の期間があれば応募できます。

4年制の大学に在学している場合、1年生から3年生は応募可能です。大学院への進学を予定している場合は、4年生でも応募可能です。

Q 4 : 高校在学中に日本学生支援機構の予約採用者となりましたが、地方創生枠に応募できますか。

A 4 : 応募できます。

Q 5 : 申請先の市町村はどこになりますか。

A 5 : 大学等を卒業後、居住を予定している市町村となります。現在お住まい又は高校在学中にお住まいだった市町村への申請が基本となりますが、家庭の事情等により大学等を卒業後に他市町村での居住が見込まれる場合等は、居住予定の市町村へ申請してください。

Q 6 : 医師、看護師、介護福祉士、保育士へ就職を目指す場合、支援対象外となるのではなせですか。

A 6 : 当該業種については、支援制度があり一定の就業要件により返還免除の規定もありますので、こちらの利用をお願いします。医師、看護師、介護福祉士、保育士として就業した場合は助成対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 山形県医師修学資金
- ・ 山形県看護職員修学資金
- ・ 山形県介護福祉士修学資金
- ・ 山形県保育士修学資金

Q 7 : 県外の高校から県内の大学に進学しましたが、応募することは可能ですか。

A 7 : 県内に居住して、県内高校等を卒業することが要件となりますので、応募することはできません。

Q 8 : 既に他の奨学金制度を利用している場合、重複して申し込むことができますか。
A 8 : 他の奨学金制度との併用を認めない奨学金制度もありますので、所管する団体に確認くださるようお願いいたします。

Q 9 : 父が自営業を営んでおりますが、募集期間までに確定申告の手続きが終わらなかったため、確定申告書の写しを提出できなかった場合の対応について教えてください。

A 9 : 募集期間内に確定申告書の写し以外の書類を市町村へ提出してください。確定申告が終わり次第、その写しを追加で市町村に提出してください。

2 就業について

Q 1 : 大学等を卒業後6か月以内に居住予定市町村に居住しましたが、その後、就業先は変わらずに、2年後に県内の他市町村に転居しました。この場合は助成対象となりますか。

A 1 : 助成対象とはなりませんが、助成対象となる3年の就業期間中に他市町村に転居したことから、支援額は半額となります。

Q 2 : 大学等を卒業後6か月以内に県内に居住、就業しましたが、その後転職により3年以内に県外へ転居した場合は助成対象となりますか。

A 2 : 3年間の県内居住就業要件を満たしませんので、助成対象となりません。

Q 3 : 県内に本社がある企業の県外事業所に、県内に居住して通勤する場合は助成対象となりますか。

A 3 : 県内就業の要件を満たしませんので、助成対象となりません。

Q 4 : 県外に本社がある企業に採用され、県内の事業所に勤務する場合は助成対象となりますか。

A 4 : 県内に居住し通算して3年以上就業した場合に助成対象となります。

Q 5 : 県内事業所に在籍しておりますが、県外研修で3か月の研修を命じられました。この場合は助成対象となりますか。

A 5 : 県内事業所に在籍している場合は助成対象となります。就業地が県外となる研修先への転籍の場合は助成対象となりません。

Q 6 : 産休や育休を取得した場合、その期間は就業期間に算入されますか。

A 6 : 県内に居住し県内事業所に在籍していれば助成対象期間に算入となります。

Q 7 : 会社が倒産した場合の取扱いについて教えてください。

A 7 : 会社側の都合による離職後、12か月以内に助成対象分野に就職した場合は、助成対象となります。なお、離職期間は就業期間には算入されませんので、ご注意ください。

Q 8 : 応募時点で就業分野を商工分野と見込みましたが、実際に就業した分野が農林水産分野となる場合は助成対象となりますか。

A 8 : 分野が異なっても、助成対象産業分野に就業した場合は助成対象となります。

Q 9 : 大学を卒業後に大学院に進学した場合の取扱いはどうなりますか。

A 9 : 在学期間延長承認申請書の提出を行ってください。大学院修士課程を修了後6か月以内までに就業することで、助成候補者の資格が継続されます。

3 助成金の支払いについて

Q 1 : 大学等を卒業後、返還支援を受けるまでは、奨学金を返還する必要がありますか。

A 1 : 日本学生支援機構に対し、返還誓約書に基づき返還をしていただく必要があります。なお、助成対象者の認定を受ける時点で滞納があると助成を受けることができませんので、御注意ください。

Q 2 : 大学等を卒業後3年間は奨学金の返還を行うこととなりますが、その分は返還支援額から減額されるのですか。

A 2 : 返還支援額は、助成認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金を受けた月数に2万6千円を乗じた金額又は助成金交付申請段階の返還残額のいずれか低い金額となります。奨学金の繰上返還を行った場合、返還支援額が減額となる場合がありますのでご注意ください。大学4年間に奨学金の貸与を受けた場合、124万8千円が返還支援額の上限となります。

Q 3 : 就業後3年以内に奨学金を繰上返還し完済した場合の対応はどうなるのか。

A 3 : 奨学金の返済残額がありませんので、返還支援は行われませんこととなります。

Q 4 : 返還支援額を奨学金の貸与を受けた者が受け取ることはできないのか。

A 4 : 県が本人に代わり日本学生支援機構に支払うこととしております。

4 その他

Q 1 : この事業の実施期間はいつまでですか。

A 1 : やまがた創生総合戦略の対象期間と同じ平成31年度までとします。従って新規の募集は平成31年度が最後となります。

Q 2 : 平成31年度に助成候補者の認定を受けた場合、大学等を卒業するまで貸与を受けた奨学金が返還支援の対象となりますか。

A 2 : 進学先又は在学中の大学等を卒業するまでに貸与を受けた奨学金を返還支援の対象とします。